

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	e-gov のパブリックコメント募集ページ上に「資料の入手方法 担当課室において手交」と記載があるが、「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」であるのだから、資料をデジタルで入手できるようにすればよいのではないか。	現行でもパブリックコメント募集ページの命令などの案等からインターネット上で資料をダウンロードいただけるようになっておりますが、誤解を招く記載となっていることに関しては貴重なご意見として承ります。
2	今回の改正は、銀行の休日に関する書面揭示規制（アナログ規制）について、インターネットで公開する方法を併用することで解消しようとするものと理解している。類似の条文が、株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成 19 年政令第 367 号）第 12 条第 3 項にも規定されているが、本改正でこの条項を改正しないのはなぜか。	株式会社商工組合中央金庫法施行令については当庁主管の政令ではないため、本改正政令で改正を行っておりません。